記 者 発 表 資 料 令和4年5月25日

(担当) 文化観光局交流企画課 遠藤、山越

(内線) 700-2603

(直通) 214-3025

ウクライナから仙台市へ避難された方への支援を拡充します

ロシアによる軍事侵攻により、国内ではウクライナからの避難民の方々の受け入れが進んでおり、本市でも市内に避難された方に対し、仙台多文化共生センター*1における相談受け付けや市役所等への募金箱の設置を通じて支援を行っています。

このたび、避難民の方々への支援内容を拡充し、生活支援金の給付や医療費の助成、一時滞在先のホテルの提供を行うこととします。

今後も避難された方に寄り添いながら、支援を継続してまいります。

1 期間 令和5年3月31日まで(予定)

2 対象者

出入国在留管理庁が「ウクライナ避難民^{*2}」と定める方のうち、本市の住民基本台帳に記載 のある方または本市への居住を確認できる方(在留資格は問わない)

*3(3)は居住予定の方も含む

3 今回拡充する支援内容

(1) 生活支援金の給付

本市での円滑な生活のスタートおよび本市以外の助成等を受けるまでの当面の生活を支援するため、世帯基礎額(1世帯当たり20万円)に、人数に応じた世帯員数額(1人当たり10万円)を加えた額を給付します。

*世帯員数額の上限は30万円

例) 避難された2人が世帯を共にする場合:20万円+10万円×2人=40万円

(2) 医療費助成

避難される方は、高齢の方や心身のケアを要することが多く想定されることから、医療機関を受診する際の健康保険適用の診療による自己負担分の費用を助成します。

(3) 一時滯在先のホテルの提供

急に本市に避難することになった場合や入居のための必要品の購入、市営住宅入居前のハウスクリーニング等の準備期間を考慮して、必要に応じ、市内ホテルを一時滞在先として手配し、提供します。

4 従前からの支援内容

(1) 仙台多文化共生センターにおける相談対応

避難民の受け入れに関する申し出やウクライナ避難民の方からの生活についての相談などを受け付けるほか、ホームページ等で避難民向けの情報発信を行っています。また、ウクライナ語へは翻訳機や3者間通話による対応、通訳サポーターによる通訳を行っています。

(2) 市営住宅の提供

最大10戸程度の市営住宅を準備しています。

(3) 指導協力者の派遣

希望する児童生徒に対し、教科学習の補助を行う指導協力者の派遣を行います。

(4) ウクライナ人道救援金の募金

ウクライナ国内で被害に遭われている方々への救援や、ウクライナからの避難民の方を 受け入れる周辺国での救援活動を支援するため、9月30日まで市役所、各区役所および 社会福祉協議会の計13カ所に募金箱を設置しています。ご協力いただいた募金は、日本 赤十字社を通じてウクライナ等現地での支援に役立てられます。

5 申請について

本市において把握できるウクライナ避難民の方には、個別に支援内容についてご案内します。 また、本市において把握が難しいケースも想定し、市ホームページや仙台多文化共生センター ホームページで支援内容や申請方法等について案内しています。申請に当たっては、仙台多文 化共生センターでサポートを行っています。

(市ホームページURL) https://www.city.sendai.jp/koryu/ukraine/support.html (仙台多文化共生センターホームページURL)

https://int.sentia-sendai.jp/j/exchange/index.php

※1 仙台多文化共生センター

国籍など異なる人々が地域社会の構成員として共に安心して暮らしていくため、市民に対する国際交流に関する情報提供、外国人住民への多言語での生活情報の提供や相談受け付けなどを行う一元的な相談窓口。本市が仙台国際センター内に開設し、公益財団法人仙台観光国際協会が運営を行う。

(URL) https://int.sentia-sendai.jp/j/exchange/index.php

※2 ウクライナ避難民

ロシアによるウクライナへの侵攻により令和4年3月2日以降に日本に入国したウクライナ人(ウクライナに常居所を有するウクライナ国籍以外の者を含む)。